

# 跨線橋の点検及び修繕の計画的実施 に関する省令・通達の概要

---

# 省令・告示・定期点検基準の体系

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。  
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)

## 法令・定期点検基準の体系

道路法

H25.9.2施行

政令

・維持、点検、措置を講ずることを規定

省令・告示

H26.7.1施行

・トンネル、橋及び、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるものについて定期点検を規定  
・5年に1回、近接目視を基本として実施  
・健全性の診断結果を、4段階に区分

(トンネル、橋などの構造物)  
構造物に共通の規定

定期点検要領

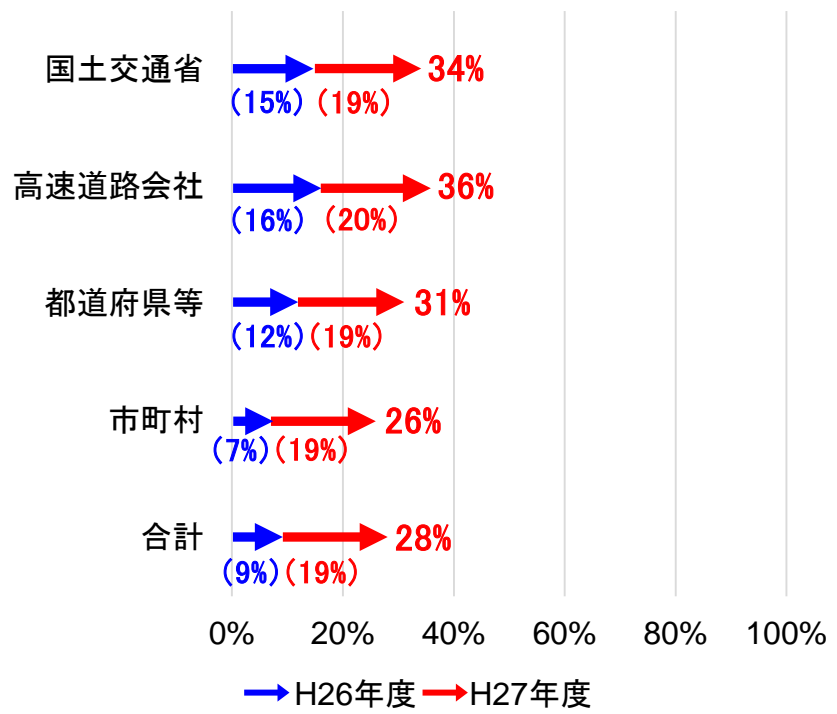
・構造物の特性に応じ省令・告示に沿った具体的な点検方法  
・主な変状の着目箇所、判定事例写真等

(トンネル、橋などの構造物)  
各構造物毎に策定

# 平成26・27年度橋梁点検結果(道路管理者別)

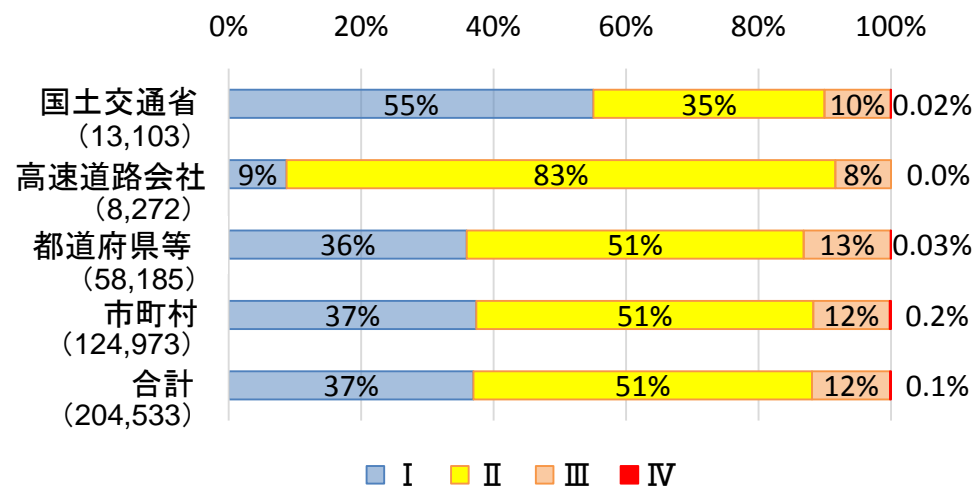
○ H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26・27年度で橋梁 約28%、トンネル約29%、道路附属物等 約37%の点検が完了。  
 ○ 点検を実施した橋梁のうち、約12%は早期に修繕が必要。

## 点検実施率



( )内は各年度の点検実施率  
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

## 点検結果



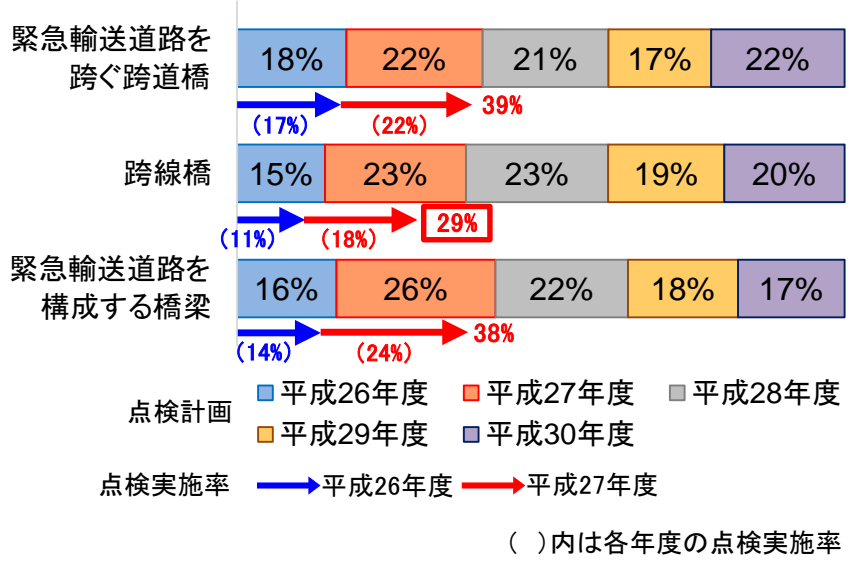
( )内は点検実施数

- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

# 平成26・27年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

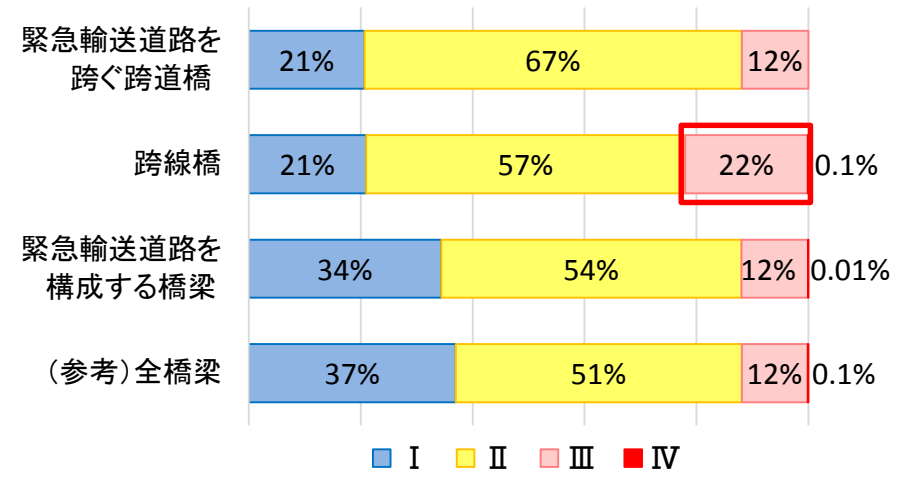
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約29%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

## 点検計画と点検実施率



※点検計画は平成26年12月時点で策定  
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

## 点検結果(H26・27累積)



# 跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

## 通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
  - (衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
  - (参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
  - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
    - 四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

# 道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外			
						その他	鉄道		
高速会社		<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>道路メンテナンス会議</b> 【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				<p style="text-align: center;"><b>跨道橋 連絡会議</b></p>		<p style="text-align: center;"><b>(仮称) 道路鉄道 連絡会議</b></p>	
直轄						<p style="text-align: center;">【道路メンテナ ンス会議の 下部組織】</p>		<p style="text-align: center;">【道路メンテナ ンス会議の 下部組織】</p>	
公社						<p style="text-align: center;">＜事務局＞ 国道事務所</p>		<p style="text-align: center;">＜事務局＞ 国道事務所</p>	
都道府県 市区町村									
道路 法外	その他	個別協議				_____			
	鉄道	<p style="text-align: center;"><b>(仮称) 道路鉄道連絡会議</b> 【道路メンテナンス会議の下部組織】</p>		<p style="text-align: center;">＜事務局＞ 国道事務所</p>					

# 対象施設・構成員・役割

## 対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)
- ※跨道鉄道橋は本通達の対象外であるが、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。

## 構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

## 役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

○国土交通省令第七十六号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十五条の二第二項の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の五の五に次の一号を加える。

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

附 則

この省令は、平成二十八年十二月 一 日から施行する。